

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第13回本部員会議

日時：令和2年5月5日(火) 15時～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

先月、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が全国に拡大されました。このことを踏まえ、県では、特にゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する必要があることから、感染症対策を強化することといたしまして、外出の自粛を強く呼びかけるということ、それと施設等への休業協力の要請などの対応を行ってきたところです。

そうした中、政府は、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるということで、ご案内のとおり、5月6日までとされていた緊急事態宣言の期間を5月31日、今月末まで延長されました。

本県におきましては、大都市のような感染拡大は避けられていますが、近隣県を含め全国で感染者が増えているということで、予断を許さない状況です。

そうした中で、県では、組織をあげた対応を強化、県が実施する感染症対策全般の総合調整を行う「危機管理チーム」、県民への情報提供を行う「情報関連対策チーム」を対策本部内に設置し、対応をしています。

また、県内の感染症拡大が予断を許さない中で、今後、患者が大幅に増える局面も見据えた上で、本県における医療提供体制を総合的に強化するため、本日、健康福祉部内に「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置しました。

この対策室は、患者の症状に応じた病床や宿泊療養施設の確保、入退院調整から搬送までの一連の体制の構築、そして患者の大幅な増加に伴い必要となる、医療従事者や医療資機材の確保など、国が示している「調整本部」機能を担います。

本日の本部員会議におきましては、全都道府県を対象とした国の緊急事態宣言の延長など昨日発表された政府の方針に沿って、本県における対応を協議するものです。

どうぞよろしく申し上げます。

2 議題（1）現在の発生状況等について

・事務局説明（石丸健康増進課長）

資料1、1ページの現在の発生状況及び本県の取組について、ご説明します。

まず、感染者数等で全世界であります。時点は、5月4日、昨日の12時でございます。患者数は、3,446,344人。これは今、一日8万人以上のペースで増えている状況です。中国は、8万2千人ですが、その他の国については、今、330万人以上と増加を続けております。中国以外の感染者の多い国としては、下に書いてのとおり、アメリカが3分の1を占める115万人、続いてスペイン、イタリア、英国と欧米が続いております。また、順位に入っておりませんが、ドイツが16万人、ロシアが13万人となっております。

り、アメリカとロシアの増え方が目立っているところです。

死者数は、一日約千人のペースで増えているところで、この時点では、24万5千人となっています。うちヨーロッパが14万人、カナダ、アメリカの北米が7万人と多数を占めています。

日本国内の状況に移ります。

これまで検査陽性となった方は、14,910人です。4月12日に一日720人とピークにありました。その後、新規発生は減少傾向にありますが、まだ全体として増加している状況に変わりありません。最近の増え方は、概ね一日200人前後、昨日から今日にかけては174人増加ということであります。また、死亡者数については、510人ということで、一日11人増えたという状況です。

続いて、2ページをご覧ください。山口県におきましては、昨日までで検査陽性となった方が36人です。うち現在入院している方が5人いらっしゃいます。1番から6番までが3月、7番から32番までが4月、33番以降が5月となっています。3月は6人、4月は26人、5月が4人という状況です。4月については、26人ですが、7つの事例、そしてそれに伴う調査で濃厚接触者として発見された方が19人ございました。

続いて、4ページをご覧ください。本県の取組、相談対応としまして、本庁、保健所に設置しております帰国者接触者相談センターで対応しているところで、これまで21,255件の相談を受けております。グラフにありますように、全国的に新規発生者数が増えた4月中旬頃は、一日最大700件以上の相談もございました。現在、変動はありますが、平日は200件から400件の相談対応をしているところです。相談内容も健康相談が1万件と約半数を占めている状況で、その内容を受け、医療機関の受診の助言等を行っております。PCR検査は、これまで、1,376人に実施し、陽性者は説明したとおり36人となっております。

現在まで、保健所の帰国者接触者相談センター、また医療機関等との連携により、感染の早期把握、濃厚接触者調査を通じた拡大防止が適切に行われている状況と判断しています。

2 議題（2）緊急事態宣言の期間延長に係る本県の対応について

・事務局説明（高橋総務部理事）

私からは、資料2「新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」に係る対処方針について」により報告します。

5ページ、緊急事態宣言の延長決定を受け、国や市町等との連携の下、感染拡大防止に向けた緊急事態措置を着実に実施するというところで、県としての対応方針をまとめたものでございます。4月7日に発令されたこの緊急事態宣言は、4月16日に対象区域が全国に拡大され、期間が5月6日までとされていましたが、昨日、その期間を5月31日まで延長すると決定されました。

対象区域は、「(1) 緊急事態措置を実施すべき区域及び期間」に記載しているとおり、特定警戒都道府県が東京、大阪など13都道府県、特定警戒都道府県以外の特定都道府県

が本県を含む34県とされ、この区域はこれまでと変更ありません。

次に「(2) 緊急事態宣言の期間を延長した理由」については、これまでの取組により感染者数が減少傾向に転じていますが、新規報告者数は未だ200人程度の水準になっており、当面、新規感染者を減少させる取組を継続させる必要があること、地域や全国で再度感染が拡大すれば医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあること、などから期間が延長されることになったものです。

次に、6ページの「(3) 特定都道府県が実施する主なまん延防止措置」について、特定警戒都道府県については、これまで同様となっていますが、本県を含む特定都道府県においては、基本的な感染対策を講じることを前提として、「外出の自粛は、県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店、三つの密の場などに限定」、「施設の使用制限等は、現にクラスターが発生している施設や「三つの密」がある施設に限定」され、これもある程度緩和されています。

イベント等については、全国的かつ大規模なイベントについては、変わらず制限されていますが、地域によって小規模なイベントについては、状況をみて再開することができるとされています。

次に「2 緊急事態措置の実施期間延長に係る本県の対応」について説明します。

まず、「(1) 県民への協力要請」については、「不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動の自粛や、県外からの帰省・来訪等の自粛の働きかけ」、いわゆる3密となる場所への外出の自粛、「手洗いの励行、3密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策の徹底」への協力を県民の皆様へお願いしております。

また、「(2) 事業者への協力要請」については、「県外者の利用自粛や休業などの感染防止対策」、「時差出勤やテレワークの推進など、3密を避けるための対策」への協力を事業者へお願いしております。

次に「(3) 学校等の休業」については、後ほど、別途報告がある予定です。

次に「(4) 県有施設の休館、県主催イベントの中止等」については、これも今までのとおり、施設の実情に応じた休館、または施設の貸出中止をお願いしておりますが、これも後ほど、企画監から説明があると思います。

次に「(5) 県民への情報発信」については、「県ホームページやSNS、各種メディアを通じた重層的な情報発信」をしているところで、また説明がある予定です。

最後に、冒頭に知事から発言がありましたが、このたび、総務部の防災危機管理課へ新たに3名の職員を配置し、県が実施する感染症対策全般の総合調整を行う「危機管理チーム」を対策本部内に設置しました。

今後、庁内横断的な総合調整・進行管理や情報共有等は、このチームが行うこととなりますので、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

・事務局説明（梶谷防災危機管理課企画監）

まず、資料3 緊急事態宣言の延長に伴う協力要請等についてです。

県では、4月16日に全国に拡大された緊急事態宣言を受け、4月21日から5月6日まで、県内の遊興・遊技施設や運動施設に対し、休業の協力要請を行いました。

昨日、国においては、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるとし、緊急事態宣言を5月31日まで延長するとされたところです。

本県としては、今回の緊急事態宣言の延長に対しては、近隣県で多数の感染者が発生していることや、県外からの流入を防止する必要があることから、県外からの人の流入が懸念されるパチンコ店について、休業の協力要請等を行うこととなりました。

具体的には、5月10日まで引続き、休業の協力を要請し、5月11日以降は、土曜日・日曜日の休業の協力を要請します。

また、5月11日以降の平日については、ポスターや看板の掲示、免許所等による住所地確認を行うなど、県外者の利用を認めない取組を依頼することとしています。

続いて、資料4 県有施設等の休館予定一覧についてです。

県有施設の取扱いについては、大型連休後の感染状況を見極めていくため、県立学校の臨時休業の期間までを基本として休館等の対応をすることとしており、健康づくりセンターをはじめ33施設が休館を、国際総合センターをはじめ13施設が施設の貸出中止の措置を講じることとしています。

・本部長発言（村岡知事）

ただ今の事務局からの説明について、質問、発言等ありますか。

2 議題（3）その他

・教育長発言

私の方からは、学校の臨時休業への対応について、報告させていただきます。

今回の緊急事態宣言の延長に先立ちまして、知事と協議し、人の移動が想定される大型連休後、2週間程度の感染状況を見極めていくことが必要と判断し、全ての県立学校において、5月24日（日）まで、臨時休業の延長を実施しております。

市町立の小・中学校等については、県立学校と異なり、通学区域が限られているため、各地域の実情に応じて、適切に判断していただくよう通知しています。

また、学校の臨時休業期間が長期化していますことから、児童生徒の学習について、しっかりした支援が必要です。

小・中学生に対しては、家庭学習の一助とするために、（冊子の資料5にチラシをお配りしておりますが）、これまでの「やまぐち学習支援プログラム」の学習プリントに加え、動画コンテンツ「やまぐちっ子 the Movie」を新たに作成し、配信しています。教科書を活用した形式で、児童生徒にとって無理のない3分程度の内容にまとめており、引き続き動画数を増やしてまいりたいと考えています。

高校生については、県教委が授業動画を作成して今後配信するとともに、インターネット環境のない家庭に対しては、端末機器等を貸し出し、自宅での学習を支援いたします。

さらに、学校を再開した時に備え、県教委が示した「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿って、明日、5月6日までに、県内の全ての学校において、

各校の対応計画を作成し、万全の体制を整えることとしています。

子どもの健やかな学びを保障することと、学校における感染のリスクを低減することとの両立を図りながら、子どもたちの大切な日常を取り戻すために、学校の再開に向けて準備を進めてまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

・総務部長発言

私立学校における状況についてご報告します。

先ほど教育長から御説明のありました県立学校の臨時休業につきましては、県内の私立学校に対しても、情報提供するとともに、各校の実情等を踏まえ、適切に対応いただくよう、依頼しています。

なお、現時点での私立学校の対応状況としては、高等学校22校及び中学校8校において、県立学校と同様に、臨時休業が行われることを確認しています。

また、県教委による「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」についても、各私立学校に対して情報提供するとともに、学校再開までに対応計画を整備の上、学校内での情報共有と徹底を図っていただくよう、依頼をしています。

今後とも、県内の新型コロナウイルス感染症の状況等について、緊密に情報共有を行うとともに、臨時休業中の生徒の学習指導や心のケアなどについても、引き続き、対応していただくようお願いしたいと考えています。

次に、職員の出勤抑制の見直し等についてです。

県では、ゴールデンウィーク前後の重大局面を見据えて、先月22日から、在宅勤務などにより5割の出勤抑制を行っています。

この度、国の対処方針の改定及び県内感染状況等を踏まえて、県民・企業の皆様に新たな要請がなされるとともに、県では、幅広い分野に及ぶ感染症対策の迅速かつ機動的な執行体制等を全庁的に確保する必要があることを踏まえ、今月11日から、出勤抑制率2割を目安とし、併せて、出勤時においては、可能な限りの分散執務や時差出勤等による接触機会の低減や、「3密」の徹底回避、さらにはマスク着用、手洗い等の感染防止の各種取組を通じて、十分な感染拡大防止対策を講じるよう、徹底をお願いします。

なお、職員の出張については、引き続き、県内は必要最低限度に留め、県外は人事課への協議を要するものとします。

併せて、関係者との連絡・調整に際しては、メールやウェブ会議等の通信手段についても、積極的に活用いただきたいと考えています。

各本部門員においては、これらの趣旨をご理解の上、部局内での徹底と職員の注意喚起を行うよう、よろしくをお願いします。

・総合企画部長発言

総合企画部から、「情報関連対策チーム」の取組について、ご報告いたします。

このチームの主たるミッションは、市町との情報共有と県民等への情報発信ということですが、このうち市町との情報共有につきましては、関連情報を市町に確実に提供するために、保健医療部門と危機管理部門の2系統による連携体制を整えています。

プライバシーに配慮しながら、できる限り詳細な情報提供に努めてまいります。県民への情報発信では、県ホームページをはじめ、あらゆるツールを活用し、新型コロナウイルスに関する様々な情報やメッセージを発信しております。

このゴールデンウィークにかけては、人の移動が特に活発化することが予想されたことから、感染拡大防止に向けた取組を強く県民に訴えていくため、知事が出演するテレビ・ラジオでのCMをはじめ、新聞・SNS等へ広告掲載など、様々なメディアにより、あらゆる世代の県民に対して呼びかけを行ったところです。

県外の往来や外出の自粛、3密の回避等、また最前線の現場で戦っておられる医療従事者の方々に平素の感謝を表すためにゴールデンウィーク期間中、県内3か所、海峡ゆめタワー、県政資料館、シンフォニア岩国をブルーライトアップの取組も実施しております。

今後とも、県内での感染状況等を踏まえながら、適時適切な情報発信に努めてまいります。

また、県ホームページを改良し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を一元的に集約しました。補正予算の成立を経て、各部局において、情報発信されたい案件が様々なと思いますので、しっかり連携しながら、迅速でわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いします。

・健康福祉部長発言

健康福祉部からは、2点ほど説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策室の設置についてです。

この対策室は、今後の患者の増大を見据え、重傷者から軽症者まで症状に応じた迅速な対応が可能となるよう本県における医療提供体制を総合的に強化するため設置するものです。

具体的には、患者の受入病床を確保するとともに、症状に応じた患者の受入調整を円滑に図るもので、国が設置を求める都道府県の「調整本部」の役割を担う組織となります。本県の実情に合わせて、的確かつ柔軟に対応できるよう県立総合医療センター感染対策室長の中嶋医師を加えまして、医療現場の実態を踏まえた調整等が実施できる体制を整備したところです。

次に、資料はありませんが、軽症者の宿泊療養施設の確保についてのご報告です。

感染が拡大した事態では、入院治療が必要な重症患者等への医療提供体制を確保するため、入院治療の必要のない軽症者は、ホテル宿泊施設等で療養することが想定されます。このため、受入先の確保に向け、国から示された感染防止に向けた医学的管理体制、トイレ等の設備環境を確保できることなど、一定の基準を設け、まずは国から都道府県に提供された受入に前向きな宿泊業者との調整を行った結果、現時点で220室程度確保できる見込みとなりましたので、ご報告させていただきます。

今後、ご協力いただける業者と協定を締結するとともに、引き続き受入可能な業者の更なる拡大に努めてまいります。

・商工労働部長発言

商工労働部からは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について、新規事業として4点、ご報告申し上げます。

まず、県の制度融資について、国の緊急経済対策を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを5月1日から開始しました。新資金では15%以上売り上げが減少した中小企業に対して、当初3年間を無利子とするとともに、保証料の負担のない有利な貸付条件となっています。既存の経営安定資金とあわせ1,260億円の融資枠を確保し、中小企業資金繰りを強力に支援することとしています。

2点目は、食事提供施設に対する支援である「営業持続化等支援金」10万円の支援、及び小規模事業者を対象とする「営業持続化等補助金（小規模事業者分）」30万円上限の定額補助の申請を商工会議所、商工会において、また、「営業持続化等補助金（中小企業分）」最大300万円の補助の申請を、やまぐち産業振興財団において週明けの11日から受け付けることとしています。

3点目は、雇用調整助成金の申請書類の作成支援などを目的として、労働ホットラインへ相談を寄せられた中小企業に対する社会保険労務士の派遣について、支援制度を5月1日から開始しています。

4点目は、テレワークの促進です。

県内でも複数のビジネスホテルが実施している空き室を昼間にテレワークとして貸し出す新サービスの拡大を念頭においた補助制度を5月11日から開始することとしています。

自宅での実施が難しい場合に、ホテル等で提供されるこうしたサービスを利用する企業へ利用料の補助を行うもので、新しい仕事スタイルへの転換促進、ホテル客室の利用率向上、県境を越えた通勤抑制にもつなげたいと考えています。

総合企画部と連携し、こうした支援策の情報発信に努めてまいります。

3 閉会 本部長発言（村岡知事）

各本部員より、政府方針を踏まえた県の対応について種々の報告がありました。

先ほど健康福祉部から報告がありましたが、医療提供体制の強化のための軽症者等の宿泊療養施設については、県内で220室程度確保できる見込みとなりました。大変大きな安心材料になると思います。今後も受入可能な宿泊施設の更なる拡大に向けて、引き続き取り組むようお願いします。

最後に、県民の皆様、企業の皆様には、ゴールデンウィーク期間中も外出の自粛や施設の休業要請など、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて格別のご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

おかげをもちまして、現在のところ大都市のような感染拡大は避けられていますが、ゴールデンウィークが終わって二週間は、感染が広がらないという状況を迎えられることを本当に願っています。近隣県を含め、全国においては、多数の感染者が確認され、予断を許さない状況にあります。

緊急事態宣言が5月31日まで延長されることとなり、県民の皆様、企業の皆様には引

引き続きご負担をおかけしますが、事態の収束に向け、ご自身はもとより、大切な人の命や健康を守るため、今から申し上げる感染拡大防止に係る取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することは、これまで同様、極力避けるようお願いいたします。また、県外からの帰省や来訪等を考えておられる方には、引き続き皆様から強く自粛を働きかけてください。

なお、「生活維持のために必要なもの等を除く外出自粛」のお願いは5月6日までとさせていただきますが、引き続き「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所への外出については、自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、自粛をお願いいたします。

企業の皆様におかれては、引き続き、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、人との接触を低減する取組を推進いただくとともに、手洗いや消毒、発熱等症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等をお願いいたします。

皆様お一人おひとりが、手洗い、「密閉、密集、密接」のいわゆる3密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。特に、3つの密が懸念される施設においては、適切な感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

県外へ行かれた方、帰省等で県外から来られた方、また、これらの方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えていただくようお願いいたします。

その際、同居者との接触も極力低減を図っていただくようお願いいたします。

県内では、これ以上感染を拡げないために、県民の皆様には、引き続き、ぜひともご理解とご協力をよろしく申し上げます。

本日の資料には、県民の皆様、企業の皆様へのお願いの対照表と国が示した「新しい生活様式」の実践例も県民の皆様にはしっかりお知らせしたいと考えています。

各部局においては、国の方針に沿って、感染拡大の防止や県民の皆様の不安解消のため、しっかりと危機意識をもって、取り組んでいただくようお願いし、本日の会議を終了します。